

漁業に關する日本と大韓民國との間の通則

日本國及び大韓民國は、

漁業生物資源の合理的な保存及び漁業者による漁獲統計の調取並や監視し、

十九回六十五年六月二十一日に東京で締結された日本國と大韓民國との間の漁業に關する規則を基盤として、漁業者たる大韓國の間の漁業の分断における協力關係の付託を認めた、

大韓國が十九回八月二十一日三十日に作成された漁業者による漁業に關する規則を基盤として、「漁業規則」(以下「漁業規則」)といふ)の締結国であることを認めた、

國境漁港沿岸線を基盤として、大韓國の間に漁業者による漁業に關する規則を認めた、大韓國の間の漁業の分断における協力關係を更に發展せしむることを希望し、

次のとおり協定した。

第一條

この協定は、日本國の其他の領海水域及び大韓民國の其他の領海水域(以下「領海水域」といふ)に適用

ある。

第一條

各締約国は、本条の原則に立脚して、この協定及び本國の關係法令に従じ、本國の排他的經濟水域において他方の締約国の領取及び漁船が漁獲をなすことを監視する。

第二條

1 各締約国は、本國の排他的經濟水域における他方の締約国の領取及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲量、漁業区域や他の漁業に関する具体的な条件を毎年決定し、その決定を他方の締約国に書面により通報する。

2 各締約国は、1の決定を行つて当たり、第二条の規定に基いて設置される日韓漁業共同委員会の協議の結果を尊重し、及び本國の排他的經濟水域における海洋生物資源の状態、本國の漁獲能力、相互入会の状況その他の関係する要因を考慮する。

第三條

1 各締約国の権限のある当時は、他方の締約国から前条に規定する決定について書面によく通報を受けた

後、他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行つたとする國の國旗及び漁船に対する許可証の發給を他方の締約国の權限のある当面に申請する。当該他方の締約国の權限のある当面は、(二)の協定及び漁業に関する他の国との関係法令に従つて、(一)の許可証を發給する。

- 2 許可を受けた漁船は、許可証を操縦室の見やすい場所に掲示し、及び漁船の標識を明確に表示して操業する。

3 各締約国の權限のある当面は、許可証の申請及び発給、漁獲実績にて關する報告書、漁船の標識並びに漁業の記載に関する規定を各締約国と統規則を他方の締約国の權限のある当面にて開示する。

- 4 各締約国の權限のある当面は、入漁料及び許可証の發給に関する特別な料金を徴収するがやめる。

第五条

- 1 各締約国の國民及び漁船は、他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行つた時は、(一)の協定及び漁業に関する他の方の締約国の関係法令を遵守する。
- 2 各締約国は、他方の國民及び漁船が他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行つた時は、(二)の規定に従い他方の締約国が決定する他方の締約国の排他的經濟水域における漁業に関する具体的な条

井及び二の協定の規定を遵守する所へ、必要な措置をとる。二の措置は、他方の締約国の排他的經濟水域における本国の國民及び漁船が他國の排他的經濟水域において漁業を行つた場合には、第三条の規定に従い、本国が決定する本国の排他的經濟水域における操業に関する具体的な条件及び二の協定の規定を遵守する所へ、國際法に従い、本国の排他的經濟水域において必要な措置をとることである。

- 2 各締約國の権限のある當局は、一の措置として、他方の締約國の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後もされた罰について、外交上の途路を通じて他方の締約國に迅速に通報する。
- 3 拿捕され又は抑留された漁船及びその乗組員は、適切な担保金又はその提供を保証する範囲を提供した後に速やかに釈放される。
- 4 各締約國は、漁業に関する本国の關係並に貿易の漁業生産資源の保存措置その他の条件を他方の締約國に遵従なく通報する。

第六条

第七条

1 各締約国は、次の点を順次に直線により結ぶ線より北西側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使するものとし、第二条から前条までの規定の適用上(い)の水域を自国の排他的經濟水域とみなす。

- (1) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百一十七度四十一・一分の点
- (2) 北緯三十二度五十七・五分、東経百一十七度四十一・九分の点
- (3) 北緯三十三度一・三分、東経百一十七度四十四・〇分の点
- (4) 北緯三十三度八・七分、東経百一十七度四十八・三分の点
- (5) 北緯三十三度十三・七分、東経百一十七度五十一・六分の点
- (6) 北緯三十三度十六・二分、東経百一十七度五十二・三分の点
- (7) 北緯三十三度四十五・一分、東経百一十八度一十一・七分の点
- (8) 北緯三十三度四十七・四分、東経百一十八度一十五・五分の点
- (9) 北緯三十三度五十一・四分、東経百一十八度一十六・一分の点
- (10) 北緯三十四度八・二分、東経百一十八度四十一・三分の点

- (1) 北緯三十四度十三・〇分、東経百一十八度四十七・六分の点
(2) 北緯三十四度十八・〇分、東経百一十八度五十二・八分の点
(3) 北緯三十四度十八・五分、東経百一十八度五十三・三分の点
(4) 北緯三十四度二十四・五分、東経百一十八度五十七・三分の点
(5) 北緯三十四度二十七・六分、東経百一十八度五十九・四分の点
(6) 北緯三十四度二十九・二分、東経百一十九度〇・二分の点
(7) 北緯三十四度三十一・一分、東経百一十九度〇・八分の点
(8) 北緯三十四度三十二・六分、東経百一十九度〇・八分の点
(9) 北緯三十四度四十・三分、東経百一十九度三・一分の点
(10) 北緯三十四度四十九・七分、東経百一十九度十二・一分の点
(11) 北緯三十四度五十六分、東経百一十九度十三・〇分の点
(12) 北緯三十四度五十二・四分、東経百一十九度十五・八分の点
(13) 北緯三十四度五十四・三分、東経百一十九度十八・四分の点

- (24) 北緯三十四度五十七・〇分、東経百一十九度「十一・七分の点
- (25) 北緯三十四度五十七・六分、東経百一十九度「十一・六分の点
- (26) 北緯三十四度五十八・六分、東経百一十九度「十五・三分の点
- (27) 北緯三十五度一・二分、東経百一十九度三十一・九分の点
- (28) 北緯三十五度四・一分、東経百一十九度四十・七分の点
- (29) 北緯三十五度六・八分、東経百三十度七・五分の点
- (30) 北緯三十五度七・〇分、東経百三十度十六・四分の点
- (31) 北緯三十五度十八・二分、東経百三十度二十三・三分の点
- (32) 北緯三十五度三十三・七分、東経百三十度三十四・一分の点
- (33) 北緯三十五度四十二・三分、東経百三十度四十二・七分の点
- (34) 北緯三十六度三・八分、東経百三十一度八・三分の点
- (35) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度十五・九分の点

2 各締約国は、1の線より他方の締約国側の認定水域において漁業に関する主権的権利を行使しないもの

とし、第一條から前条までの規定の適用上ないの水域を他方の締結国の排他的經濟水域とみなす。

第八条

第一條から第六条までの規定は、協定水域のうち次の(1)及び(2)の水域には適用しない。

- (1) 次条1に定める水域
- (2) 次条2に定める水域

第九条

1 次の各点を順次に直線により結ぶ線によって囲まれる水域においては、附屬書一の2の規定を適用する。

- (1) 北緯三十六度十・〇分、東經四百三十一度十五・九分の点
- (2) 北緯三十五度三十三・七五分、東經四百三十一度四十六・五分の点
- (3) 北緯三十五度五十九・五分、東經四百三十一度十三・七分の点
- (4) 北緯三十六度十八・五分、東經四百三十一度十三・七分の点
- (5) 北緯三十六度五十六・二分、東經四百三十一度五十五・八分の点

- (6) 北緯三十六度五十六・一一分、東経百三十五度三十一・〇分の点
(7) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十五度三十一・〇分の点
(8) 北緯三十九度五十・七五分、東経百三十四度十一・五分の点
(9) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十二度五十九・八分の点
(10) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十一度四十・〇分の点
(11) 北緯三十七度一十五・五分、東経百三十一度四十・〇分の点
(12) 北緯三十七度八・〇分、東経百三十一度三十四・〇分の点
(13) 北緯三十六度五十一・〇分、東経百三十一度十・〇分の点
(14) 北緯三十六度五十一・〇分、東経百三十一度十一・五分の点
(15) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度十五・九分の点
(16) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度十五・九分の点

2 次の各線によって囲まれる水域であつて、大韓民国の排他的經濟水域の最南端の緯度線以北の水域においては、附属書一の3の規定を適用する。

(1) 北緯三十一度五十七・〇分、東経百一十七度四十一・一分の点と北緯三十一度三十四・〇分、東経百一十七度九・〇分の点を結ぶ直線

(2) 北緯三十一度三十四・〇分、東経百一十七度九・〇分の点と北緯三十一度〇・〇分、東経百一十五度五十一・五分の点を結ぶ直線

(3) 北緯三十一度〇・〇分、東経百一十五度五十一・五分の点から始まり北緯三十一度五十六・〇分、東経百一十五度五十一・〇分の点を通る直線

(4) 北緯三十一度五十七・〇分、東経百一十七度四十一・一分の点と北緯三十一度一十・〇分、東経百一十六度十三・〇分の点を通る直線

(5) 北緯三十一度一十・〇分、東経百一十七度三十一・〇分の点から始まり北緯三十一度〇・〇分、東経百一十七度五・〇分の点を通る直線

第十条

両締約国は、協定水域における海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用に関する相互に協力する。この協力は、当該海洋生物資源の統計学的な情報及び水産業資料の交換を中心とする。

第十一條

1 両締約国は、それぞれ本国の國政及び海軍において、航行に關する國際法規の遵守、両締約国の漁船の操業の安全及び秩序の維持並びに海上にやむを得ない両締約国の漁船間の事故の迅速かつ円滑な解決のため、適切な措置をとる。

2 1に掲げた目的のため、両締約国の間で協議せ、又ある點で緊急に相互通報し、及び協力する。

第十一條

1 両締約国は、「」の協定の趣旨を効率的に達成するため、日韓漁業共同監視委員会（以下「監視委員会」といふ。）を設置する。

2 委員会は、両締約国の政府がそれぞれ任命する1人の代表及び1人の委員で構成されるものとし、必要な場合には、専門家で構成される下部機構を設置することができる。

3 委員会は、毎年一回、両国で交互に開催するものとし、両締約国が同意する場合には、臨時に開催することができる。この下部機構が設置される場合には、当該下部機構は、監視委員会の両締約国の政府の代表の同意により、いつでも開催することができる。

4 委員会は、次の事項に関する協議し、協議の結果を両締約国に報告する。両締約国は、委員会の報告を尊重する。

- (1) 第三條に規定する漁業に関する具体的な条件に関する事項
 - (2) 漁業の秩序の維持に関する事項
 - (3) 海洋生物資源の実態に関する事項
 - (4) 両国の間の漁業の分野における協力に関する事項
 - (5) 第九條¹に定める水域における海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
 - (6) その他の協定の実施に関する事項
- 5 委員会は、第九條²に定める水域における海洋生物資源の保存及び管理に関する事項に関する協議し、決定する。
- 6 委員会のすべての勧告及び決定は、両締約国の政府の代表の合意によってのみ行う。

第十二條

1 1)の協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争は、仲裁、協議によって解決する。

2 1にいう紛争が協議により解決されない場合には、そのような紛争は、西締約国の同意により、次に定める手続に従い解決する。

(1)

いすれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の原因が記載された当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した場合においてその要請に応ずる旨の通報を他方の締約国の政府に対して行うときには、当該紛争は、当該通報が受領された日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、(1)として選定された二人の仲裁委員が当該期間の後三十日以内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間の後三十日以内にその一人の仲裁委員が合意する第三の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から構成される仲裁委員会に決定のため付託される。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの一方の締約国の国民であつてもならない。

(2) いすれか一方の締約国の政府が(1)に定める期間内に仲裁委員を任命しなかつた場合又は第三の仲裁委員若しくは第三にについて(1)に定める期間内に合意されなかつた場合には、仲裁委員会は、いすれかの場合における所定の期間の後三十日以内に各締約国政府が選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員と、それらの政府が協議により決定する第三の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成される。

- (3) 各締約国は、本国の政府が任命した仲裁委員又は本国の政府が選定する國の政府が指名した仲裁委員に關する費用及び自國の政府が仲裁に參加する費用をそれぞれ負担する。第三の仲裁委員がその職務を遂行するための費用は、両締約国が折半して負担する。
- (4) 両締約国政府は、この條の規定に基づいて仲裁委員会の多數決による決定に服する。

第十四条

この協定の附屬書一及び附屬書二は、この協定の不可分の一部を成す。

第十五条

この協定のいかなる規定も、漁業に關する事項以外の國際法上の問題に關する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

第十六条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにソウルで交換されるものとする。
2 この協定は、批准書の交換の日以後効力を有する。その後は、いずれの一方の締約国も、この協

は終了せん。他方の締約国におし、その規定は、その
よつては通告がなされた日から六箇月後に終了し、そのよつて終了しない限りは其の效力を有する。

第十七條

十九四六年六月二十一日に東京で開かれた日本国と大韓國との間の通商に關する協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

以上の証拠として、下記は、各自の政府から正當な委任を受け、この協定に署名した。

一千九百九十八年 月 日に で、ひときわ正文である日本語及び韓国語により本書一通を作成した。

日本国のために

大韓民国のために

1 両締約国は、排他的經濟水域の早急な境界画定のため、誠意をもって交渉を継続する。

2 両締約国は、この協定の第九条に定める水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅かされないようにするため、次の規定に従い協力する。

(1) 各締約国は、¹⁾の水域で他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する¹⁾の関係法令を適用しない。

(2) 各締約国は、¹⁾の協定の第十一条の規定に基づき設置される中韓漁業共同委員会（以下「委員会」という。）における協議の結果による勧告を尊重して、¹⁾の水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、¹⁾の国民及び漁船に対してとる。

(3) 各締約国は、¹⁾の水域でそれぞれ¹⁾の国民及び漁船に実施している措置を他方の締約国に通報するものとし、両締約国は、委員会の¹⁾の政府の代表を²⁾の勧告のための協議に参加させることに当たってやの通報された内容に十分配慮する。

(4) 各締約国は、(1)の水域で漁獲を行つた國の國民及び漁船による漁業種類別及び魚種別の漁獲量その他の関連情報を他方の締約国に提供する。

(5) 一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船がこの水域において他方の締約国が(2)の規定に従い実施する措置に違反していることを発見した場合には、その事実及び関連状況を他方の締約国に通報することができる。当該他方の締約国は、自國の国民及び漁船を取り締まるに当たり、その通報と関連する事実を確認して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に通報する。

3 各締約国は、(1)の協定の第九条²に定める水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅かされないようにするため、次の規定に従い協力する。

(1) 各締約国は、(1)の水域で他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する自國の関係法令を適用しない。

(2) 各締約国は、委員会の決定に従じ、(1)の水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高採業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自國の国民及び漁船に対してとる。

(3) 各締約国は、(1)の水域でそれぞれ自國の国民及び漁船に実施している措置を他方の締約国に通報する

めのいふ、直結の國は、參賀會の國の政府の代表を(2)の決定のための協議に参加せしむに当たつてそ

の通報された内容に十分配慮する。

(4) 各締約国は、(1)の水域で漁獲を行つた國の國名及び漁船による漁業種類別及び魚種別の漁獲量その他の認知情報を他方の締約国に提供する。

(5) 一方の締約国は、他方の締約國の國名及び漁船が(1)の水域において他方の締約国からの規定に従い実施する措置に違反してゐることを発見した場合には、その事実及び関連状況を他方の締約国に通報することができる。当該他方の締約国は、申請の國名及び漁船を取り扱ひに当たつて、その通報と関連する事実を確認して必要な措置をとつた後、その結果を当該一方の締約国に通報する。

1 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より直園側の協定水域において漁業に関する其権的権利を行使するものとし、この協定の第一条から第六条までの規定の適用上よりの水域を直園の排他的經濟水域とみなす。

2 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より他方の締約園側の協定水域において漁業に関する其権的権利を行使しないものとし、この協定の第一条から第六条までの規定の適用上よりの水域を他方の締約園の排他的經濟水域とみなす。

3 1及び2の規定は、次の各点を順次に直線により結ぶ線より北西側の水域の一部の協定水域には適用しない。また、各締約国は、この水域においては、漁業に関する其園の關係法令を他方の締約園の園區及び漁船に対して適用しない。

- (1) 北緯二十八度三十七・〇分、東經百二十一度四十・〇分の点
- (2) 北緯二十八度三十七・〇分、東經百二十一度五十九・八分の点

(3) 北緯三十九度五十一・七五分、東経一百三十四度十一・五分の点

合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本件外れた漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」といふ）の關係條項に關連し、次の事項を記載する所に合意した。

- 1 両政府は、東シナ海における日本の漁業権を維持するため、緊密に協力する。
- 2 大韓民国政府は、協定第九条2に定める水域の設定に關連し、東シナ海の一部水域において日本国が第三国との間で操縦した漁業關係が損なわれる」とのなにより、日本国政府に対して協力する意向を有する。ただし、このことば、日本国が当該第三国と締結した漁業協定に関する大韓民国の立場を尊重するのみしてはならぬ。
- 3 日本国政府は、協定第九条2に定める水域の設定に關連し、大韓民国の國民及び漁船が、東シナ海の他の一部水域において日本国が第三国との間で操縦した漁業關係の下で1度の漁業活動を行つて可能となるよう当該第三国の政府に対して協力を求める意向を抱く。
- 4 両政府は、協定及び両国がそれぞれ第三国と締結したが、又は維持する漁業協定に基いて東シナ海に

における円滑な漁業秩序を維持するための具体的な方策を、協定第十二条に基づき設置される日韓漁業共同委員会及び当該第三回との漁業協定に基づいて設置される類似の委員会を通じて協議する意向を有する。

千九百九十八年 月 日に で

日本国政府のために

大韓民国政府のために

(協定の規定に反する操業が行われた場合の措置に関する書簡)

(日本側書簡)

本大臣は、本田署名された漁業に関する日本国と大韓民國との間の協定に違反するとして、次のように申し述べる光榮を有します。

日本国政府は、日本国の国民及び漁船による前記の協定の規定に反する操業が行われた場合には、日本国関係法令に従って厳正な措置をとり、より対処する意向を有しています。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、以下に因トに向かって敬意を表します。

(韓国便書簡)

(記文)

本聲明は、本田署名された漁業に関する大韓民国と日本国との間の協定に觸及するところない、次のとおり申し述べる光榮を布します。

大韓民国政府は、大韓民国の国民及び漁船により前記の協定の規定に反する操業が行われた場合には、大韓民国の関係法令に従って厳正な措置をとることにより対処する意向を有してくる。

本聲明は、以上を申し進めるに際し、いよいよ脚下に向かって敬意を表します。

(大韓民国の國民及び漁船に対する漁獲割当量に関する日本側書簡)

本大臣は、本件署名された漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定に記及するに依りて、次の如きを申し述べる光榮を有します。

日本国が排他的經濟水域における大韓民国の國民及び漁船に対する漁獲割当量は、外國人が行う漁業の漁獲量に関する日本国の中規定に従って、次に示す如き方に沿って各年決定する意向である。

- 1 ケントウタラの漁獲割当量は、一千九百九十九年は一万五千トンとし、翌年以降はゼロとする。
- 2 ブライガニの漁獲割当量は、一千九百九十九年及び翌年は既存の漁獲実績の二分の一とし、翌々年以降はゼロとする。

3 スケトウダラ及びブライガニ以外の魚種の漁獲割当量の合計は、当該魚種の既存の漁獲実績を基準として、一千九百九十九年から二年で、大韓民国の排他的經濟水域における日本国の中規民及び漁船に対する漁獲割当量とする。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ソシヒト閣下に向かって敬意を表します。